

協議第33号

福祉関係事業（協定項目22-10）について

福祉関係事業について、別紙のとおり提出する。

平成17年3月8日提出

東村・吾妻町合併協議会
会長 一場 貞

東村・吾妻町合併協議会の調整表

協議事項	22 - 10 福祉関係事業	整理番号		事務事業名	
調整方針案	<p>福祉関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 身体障害者住宅改造費助成事業については、合併時に再編する。 2. 身体障害者訪問入浴サービス事業については、吾妻町の例により合併時に統合する。 3. 在宅介護支援センター運営事業については、現行のとおり存続する。 4. 特別養護老人ホーム運営事業については、現行のとおり存続する。 5. 虚弱高齢者ショートステイ事業については、合併時に再編する。 6. 緊急通報システム事業については、東村の例により合併時に統合する。 7. 老人クラブ・老人クラブ連合会補助については、合併後に統合する。 8. 敬老事業については、合併後に再編する。 9. 長寿祝金については、合併時に再編する。 10. 金婚表彰については、合併時に廃止する。 11. 出産奨励手当支給事業については、吾妻町の例により合併時に統合する。 12. 入学祝金に関することについては、東村の例により合併時に統合する。 13. 災害見舞金支給については、吾妻町の例により合併時に統合する。 				
項 目	現 況			調整内容	
1. 身体障害者住宅改造費助成事業	東 村 該当なし		吾 妻 町 ・助成対象者 身体障害者手帳1、2級の下肢障害者、体幹機能障害者、又は1級の視覚障害者で、前年分所得税12万円以下の世帯に属する者。 ・助成対象となる改修 既存の住宅に係る浴室、便所、居室、玄関、台所、洗面所、廊下等 ・助成額 75万円を限度。	【調整の区分】 合併時に新町において再編 【具体的な調整方針案】 県の重度身体障害者(児)住宅改造費補助要綱に準じる。	

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
2．身体障害者 訪問入浴サー ビス事業	該当なし	<p>移送の問題や障害状況等の理由で在宅で入浴が困難な人に入浴サービスを提供。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 在宅の重度身体障害者 ・サービス内容 入浴・洗髪に関すること 健康相談・生活指導に関すること ・費用 一部利用料が必要 	<p>【調整の区分】 吾妻町の例により合併時に統合</p> <p>【具体的な調整方針案】 吾妻町の例により合併時に統合</p>
3．在宅介護支 援センター運営 事業	該当なし	<p>在宅のねたきり老人等の介護者に対し、在宅介護支援に関する総合的な相談に応じ、在宅の寝たきり老人等及びその介護者の介護等に関するニーズに対応した各種の保健、福祉サービスが、総合的に受けられるように関係行政機関、サービス実施機関等との連絡調整等の便宜を供与し、もって、地域の要介護老人及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>【使用料、手数料、補助金等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援費・・・8,500円（1人1ヶ月） ・要介護認定調査料・・・在宅3,800円（吾妻郡内） 	<p>【調整の区分】 現行のとおり存続する。</p> <p>【具体的な調整方針案】 現事業を引き継ぎ、特別会計において予算管理を行う。</p> <p>【調整方針の理由】 在宅介護の相談、介護認定調査、ケアプラン作成を継続的に行う。</p>
4．特別養護老 人ホーム運営事 業	該当なし	<p>介護保険法、老人福祉法及び関係法令に基づき、可能な限り、利用者の居宅における生活への復帰を念頭に置いて利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに介護サービスの提供をする。</p> <p>長期利用者50名、短期利用者6名</p>	<p>【調整の区分】 現行のとおり存続する。</p> <p>【具体的な調整方針案】 現事業を引き継ぎ、特別会計において予算管理を行う。</p>

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
		<p>【使用料、手数料、補助金等】</p> <p>介護福祉施設サービス費 (1日1人、介護職3対1基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護1・・・6,770円 ・要介護2・・・7,480円 ・要介護3・・・8,180円 ・要介護4・・・8,890円 ・要介護5・・・9,590円 <p>(個人負担10%、介護保険90%)</p> <p>旧措置入所者介護福祉施設サービス費 (1日1人、介護職3対1基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要支援、要介護1・・・6,770円 ・要介護2、3・・・7,870円 ・要介護4、5・・・9,240円 <p>(介護保険法施行前に入所した者の個人負担は所得に応じ0~10%)</p> <p>食事費用(長期入所者、1日1人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本額1,920円(所得により個人負担0~780円、基本額から個人負担を除いた額を介護保険) <p>併設型短期入所生活介護費 (1日1人、介護職3対1基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要支援・・・7,970円 ・要介護1・・・8,410円 ・要介護2・・・9,120円 ・要介護3・・・9,820円 ・要介護4・・・10,530円 ・要介護5・・・11,230円 <p>(個人負担10%、介護保険90%)</p>	<p>【調整方針の理由】</p> <p>利用者への継続的な介護サービスの提供をする。</p>

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
		食事費用（短期入所者、1日1人） ・780円（全額自己負担） 要介護認定調査費用 ・施設2,000円（吾妻郡内）	
5．虚弱高齢者ショートステイ事業	該当なし	対象者：おおむね65歳以上の者で、法第7条における要介護者でない者又は、特別な理由により居宅において自立生活ができない者又はその者のいる世帯の者 施設：養護老人ホーム 利用期間：原則として1ヶ月に7日以内 利用料：一日1,740円	【調整の区分】 合併時に再編 【具体的な調整方針案】 県補助要綱に基づき策定
6．緊急通報システム事業	概ね65才以上の独居高齢者及び村長が特に必要と認めた者に対して、緊急通報システム(ペンダント型無線機・受信機・通報用電話)を貸与する。設置時には、協力員2名を登録し、センターが緊急通報受信時に協力員2名に折り返し状況確認の連絡する。 利用料：無料 委託先 アスク進共	概ね65才以上の独居高齢者及び町長が特に必要と認めた者に対して、緊急通報システム(ペンダント型無線機・受信機・通報用電話)を貸与する。設置時には、協力員2名を登録し、センターが緊急通報受信時に協力員2名に折り返し状況確認の連絡する。 利用料：無料 委託先 安全センター	【調整の区分】 合併時に統合 【具体的な調整方針案】 東村の例により統合
7．老人クラブ・老人クラブ連合会補助	老人クラブ 会員100人以下 5000円×老人クラブの活動月数 会員100人以上 5500円×老人クラブの活動月数	単位老人クラブ 29人以下・・・21,240円 30～49人・・・27,120円 50～70人・・・33,000円 71～100人・・・38,880円 101人以上・・・44,640円	【調整の区分】老人クラブ 合併後に統合 【具体的な調整方針案】 合併後、県の補助基準に準じて調整し、新年度から実施。

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
	<p>老人クラブ連合会 194,000円+会員一人当り72円を会員に乗じた額。</p>	<p>老人クラブ連合会 一般事業 157,100円及び58円に町老人クラブ連合会加入クラブの会員数を乗じた額。 健康づくり事業 町長が必要と認めた額。</p>	<p>【調整方針の理由】 吾妻町は県の補助基準額を交付。合併後、速やかな調整が必要と考える。 【調整の区分】老人クラブ連合会 合併後統合 【具体的な調整方針案】 合併後、県の補助基準に準じて調整し、新年度から実施。 【調整方針の理由】 老人クラブ補助と同様</p>
8 . 敬老事業	<p>対象者：70才以上の高齢者(9月1日現在) 村主催で温泉センター桔梗館で実施</p>	<p>対象者：満70才以上の高齢者 開催方法：それぞれの地区で開催する。 補助金：1人当り1,000円</p>	<p>【調整の区分】 合併後に再編 【具体的な調整方針案】 吾妻町の例により合併後に再編する</p>
9 . 長寿祝金	<p>9月の敬老月に80歳以上の老人を慶祝訪問 80～84歳 5,000円と記念品 85歳以上 8,000円と記念品 喜寿・米寿：記念品の贈呈 誕生日に慶祝訪問 百歳：祝金の贈呈(20万円)</p>	<p>(敬老祝金) 75歳以上85歳未満 5,000円 85歳以上90歳未満 8,000円 90歳以上 10,000円 *年齢基準日は敬老の日 (慶祝訪問) 100歳以上 100,000円 100歳以上のかたは町長訪問。</p>	<p>【調整の区分】 合併時に再編 【具体的な調整方針案】 80歳到達者 5,000円 85歳到達者 8,000円 90歳到達者 10,000円 95歳到達者 20,000円 100歳到達者 200,000円 【調整方針の理由】 平均寿命が延びたので支給開始年齢を75歳から80歳へ引き上げ、節目の支給としたい。</p>

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
10. 金婚表彰	対象者：結婚50周年の夫婦 手順：広報等にて該当者を募集し、記念品及び慶祝状を、村総合表彰式にて伝達。	該当なし	【調整の区分】 合併時に廃止 【具体的な調整方針案】 事業効果が薄い 類似の事業を郡社協で実施（90歳夫婦慶祝）
11. 出産奨励手当支給事業	該当なし	3人目以降、祝金として10万円支給 受給資格 出産前引き続き6ヶ月以上住民登録を有する者	【調整の区分】 合併時に統合 【具体的な調整方針案】 吾妻町の例により統合
12. 入学祝金に関すること	小学校への入学者の保護者に対し、入学祝金を支給することにより、保護者の経済的負担を軽減するとともに、子育て支援を図ることを目的。 受給資格は、本村に登録又は外国人登録されている者が小学校に入学したときに生じる。 祝金の額は、小学校への入学者1人につき30,000円。	該当なし	【調整の区分】 合併時に統合 【具体的な調整方針案】 東村の例により合併時に統合 【調整方針の理由】 父母の費用負担軽減、少子化対策の一環子育て支援
13. 災害見舞金支給	該当なし	町内において発生した災害により被害を受けた町民に対し、町と日赤吾妻町分区が災害見舞金を支払う。 ・住家が全壊し、又は全焼したとき（1世帯） 3万円＋日赤吾妻町分区1万円 ・住家が半壊し、又は半焼したとき（1世帯） 1.5万円＋日赤吾妻町分区5千円 ・住家が床上浸水したとき（1世帯） 1万円＋日赤吾妻町分区5千円	【調整の区分】 合併時に統合 【具体的な調整方針案】 吾妻町の例により統合